## 回覧

住民各位

小 值 賀 町

## 『西目最終処分場における、災害廃棄物(台風9号 10号)の受入れ手続きについて』

この度の台風災害に際し、衷心よりお見舞い申し上げます。

台風被害による災害廃棄物については、9月13日で最終処分場への受入れを終了しましたが、建設課にて受入れの延長に係る申請を受け付けておりますので、手続きをお願いいたします。

(今回に限っての特別措置として、台風9号及び10号での災害に係る廃棄物については、<mark>最終処分場の搬入手数料を免除</mark>しています。)

- ○申請期限:令和2年9月30日まで
- ○資格要件:
  - ・小値賀町に住所を有する方。
  - ・公共料金の滞納がない事。
  - ・暴力団員でない方。
- ※申請の際は、印鑑(認印)をご持参ください。
- ※「災害廃棄物」のみに適用です。便乗しての搬入は、ご遠慮願います。

役場建設課 環境衛生係 (56-3111)